

平成25年春季全国火災予防運動 3月1日(金)～7日(木)

消すまでは 出ない行かない 離れない

(((火の用心7つのポイント)))

あなたの家庭は大丈夫ですか？さあ、チェックしてみよう！！

- 家のまわりに燃えやすい物を置かない。
- 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 子供にマッチやライターで遊ばせない。
- 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 暖房機器等に燃えやすい物を近付けない。
- 出掛ける前にガスの元栓を再確認する。



【お知らせ】

住宅火災による死者の発生を防ぐことを目的に、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務化されました。火災を防止するには、私たち住民ひとりひとりの心がけが大切です。

※住宅用火災警報器は家電店、ホームセンター等で容易に購入することが出来ます。

(住宅用火災警報器は個人でも容易に取り付けられ点検も簡単におこなえます。)

なお、悪質な訪問販売には十分注意してください。

ついでに？**住宅用火災報知器!**
平成23年6月より全ての住宅に設置が義務化!!

「ほそか!」の火事
住宅用火災報知器で
助かる命があります。

ニライ消防本部 ニライ消防団

お問い合わせ：

ニライ消防本部 予防課 ☎956 - 9924

70～74歳の方へ 高齢受給者証更新のお知らせです。

国民健康保険に加入している70歳～74歳で、現在、政府による凍結措置により医療費が1割負担となっている方は、平成25年4月1日から医療費が2割負担になる予定でしたが、凍結措置が延長されました(期限は未定)のでお知らせします。

なお、平成25年4月から有効な高齢受給者証を3月下旬に送付しますので、お手元に届きましたら古い受給者証と差し替えてご使用ください。

(送付の対象者は、現在お持ちの受給者証の有効期限が平成25年3月31日までの方です。)

※新しい高齢受給者証の有効期限は平成25年7月31日まで(変更される可能性があります)。

※70～74歳でも後期高齢者医療保険に加入されている方は該当しません。

※古い受給者証は廃棄してください。

お問い合わせ：読谷村役場 1階健康保険課 ☎982-9212

平成24年度読谷村教育功労表彰

平成24年度読谷村教育功労表彰式典が2月1日(金)、文化センター中ホールで行われ、文化功労賞、社会教育功労賞、教育功労賞、善行賞、の4部門において個人20人及び1団体の皆さんが受賞されました。

石嶺村長は、「日々精進と努力を重ね、教育へご尽力くださりありがとうございます。最近では体罰による痛ましい事件が起きました。地域の方々と連携をとって信頼できる教育づくりをしていきたい。これからもご協力お願いします。」と祝辞を述べました。

受賞者を代表して、長濱宗則さん(社会教育功労賞)は、「豊かな心を持った子どもの育成は最も重要です。大人と子ども一体となって、夢のある文化村づくりへのご協力お願いします。」と挨拶しました。

